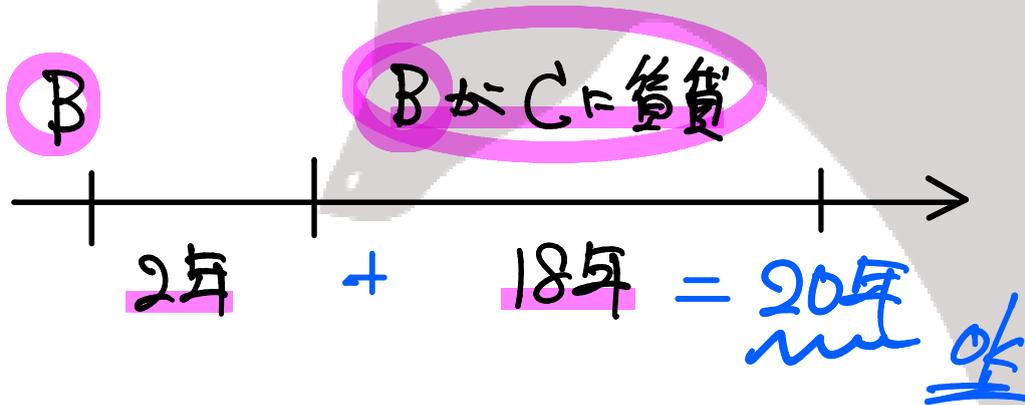


## 所有権の取得時効 H10-02-2 &lt;&lt;#376&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

Bは、所有の意思をもって、平穩かつ公然にA所有の甲土地を占有している。Bが2年間自己占有し、引き続き18年間Cに賃貸していた場合には、Bに所有の意思があっても、Bは、時効によって甲土地の所有権を取得することができない。



【答え】 誤り

## &lt;&lt;ポイント1&gt;&gt; 所有権の取得時効

1 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。（民法162条）

## &lt;&lt;ポイント2&gt;&gt; 代理占有

占有権は、代理人によって取得することができる。（民法181条）

⇒ 賃借人(占有代理人)が物を所持している場合には、その所持を通じて所有者本人が占有(代理占有)を有する

## ☆ 取得時効

短期 善意無過失 ⇒ 10年

長期 之以外 ⇒ 20年